

労働保険のお知らせ

令和5年度 労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月1日(木)～7月10日(月)です。

事業主の方は最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。
 年度更新申告書の書き方および申告・納付方法等の詳細は、
 年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。
 厚労省ホームページでもご覧いただけます。

年度更新申告書
書き方パンフレット



労働保険のお手続きは「電子申請」をぜひご活用ください！

- 自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。
 また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。
- 労働保険の電子申請手続は「e-Gov」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)から行うことができます。
 - 労働保険関係手続(一部手続を除く)は、GビズIDを利用して手続することができます。
 - 労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイトへ！

電子申請手続
e-Gov



労働保険電子
申請特設サイト



- 問【年度更新について】** 年度更新コールセンター ☎0120-665-776
【電子申請について】 電子申請アドバイザー事業 ☎03-6628-2275

市内で創業する方に補助金による支援を行っています

市内で新たに事業を行う方を応援します。創業支援の補助金をご活用ください。

補助金名	創業支援補助金	新規 常陸大宮駅周辺活性化支援事業補助金
概要	市内で創業する方、創業間もない方を支援するため、必要経費の一部を補助します。	常陸大宮駅周辺の指定区域内で創業する方、創業間もない方を支援するため、必要経費の一部を補助します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに創業する方 ・現在の事業のほかに新たな事業を始める方 ・新たに市内に事業所を開設する方 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに「指定区域内」で創業する方 ・現在の事業のほかに「指定区域内」で新たな事業を始める方 ・新たに「指定区域内」に事業所を開設する方
対象経費	土地、建物の購入費と工事費、賃貸料、設備費、広告費など	土地、建物の購入費と工事費、賃貸料、設備費、広告費など
補助上限額	新たに創業する方、事業を始める方 100万円 新たに市内に事業所を開設する方 50万円	200万円
補助率	対象経費の2分の1以内	
申請期限	令和5年11月30日	
申請方法	商工観光課へ事前相談のうえ、必要書類を提出	

対象者や補助要件、支援の対象指定区域などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

いずれの補助金も、常陸大宮市商工会主催の「創業支援セミナー」(P.5掲載)の受講が必要です。

創業支援補助金



駅周辺活性化
支援事業補助金



問 商工観光課 商工振興 G ☎52-1111 内線274